

部長名	子ども家庭部長
-----	---------

部のミッション

第2期子ども若者育成支援計画の着実な進行

部のビジョン

子ども若者育成支援計画の基本理念に掲げる「みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ」を目指す。子ども・若者や子育て世帯を多面的・組織横断的に支援し、八王子で子どもを産み、育て、暮らしていきたいと思ってもらえるよう地域、関係機関、関係団体等と連携し「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んで行く。また妊娠期から乳幼児、青年期まで切れ目なく子どもや家庭に対する必要な支援をに取り組んで行く。

重要度が高い事務事業

番号	施策番号	細施策番号	事業名	重要度が高いとする理由	事業実施課
1	13	3	発達支援	5歳児健康診査、発達支援体制の整備を行うため	教育保育・発達支援課
2	13	1	保育サービスの推進	子育て世帯が安心して保育サービスを受けられる環境整備を行うため	保育幼稚園課
3	13	1	市立保育所の管理運営	今後の公立保育園の役割を見据え、再編を進めていくため	保育幼稚園課 公立保育園担当
4	13	3	地域子ども・子育て支援	児童育成支援拠点事業の実施により、児童が安心できる場所の確保と、関係機関との連携による支援体制を整備するため	こども家庭センター (総合)
5	13	2	子ども・若者育成支援センターの管理運営	子ども・若者育成支援拠点（はちびバ）を再編し、こどもの居場所として切れ目ない支援に取り組んでいくため	青少年若者課
6	14	1	子育て家庭の負担軽減	近未来窓口DXの推進により市民サービスの向上を図るため。	子育て支援課
7	14	1	子育てプロモーション・情報発信の充実	市内外にプロモーションを強化、子どもの権利に関する取り組みのため	子どものしあわせ課
8	11	3	母子保健	母子の健康増進と児童虐待の発生予防に向けた八王子版ネウボラの取り組みであるため	こども家庭センター (大横)
9					
10					

1	施策番号	13	細施策番号	3	細施策名	誰一人として取り残さない支援	事業名	発達支援	
	目標設定にあたって重視した点					多様な主体との連携			
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	発達に不安がある子ども・若者を早期に発見し、支援や療育を行っていくため、身近な場所における発達相談の支援体制を充実していく。			発達が気になる子どもが就学前に適切な支援を受けられている。			<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育施設からの巡回相談申請に全件対応できている。 ・5歳児健診パイロット事業の検証を踏まえ、令和9年度の本格実施に向けたフォロー体制が構築できている。 		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援に関する乳幼児から青少年（29歳）までのワンストップ窓口として令和8年4月に「教育保育・発達支援課」を設置し「切れ目なく」「多面的」に支援する体制を構築。 ・5歳児健康診査のパイロット事業の実施後、令和9年度に向けてフォロー体制を構築する必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育施設からの巡回相談申請が増加している ・発達支援に関わる部署が複数あり、市民から相談先が分かりづらい環境となっている ・関連所管との連携による発達が気になる子どもへのフォロー体制の構築（切れ目のない支援体制の構築） 			<ul style="list-style-type: none"> ・巡回発達相談 ・発達支援のワンストップ窓口としての相談支援の実施。 ・発達支援のフォロー体制の構築。 			
2	施策番号	13	細施策番号	1	細施策名	子育て環境の充実	事業名	保育サービスの推進	
	目標設定にあたって重視した点					組織運営の効率化			
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	「子ども・子育て支援法」に基づき、乳幼児期の教育や保育に係るサービスを提供するため、民間保育所等に運営費を給付する			若い世代が結婚や子育てへの希望を抱き、安全安心して子育てができる環境整備。利用者が必要な手続きをいつでもオンラインで行うことが可能となっている。行政と施設で行っている非常に多くの情報を、クラウドを介して行うことで、内容の明確化がされている。このことにより、保護者が保育所等の選択を行うための必要な情報がいつでも手に入れることができるようになり、また、保育士が就職先を選択するための必要な情報が見える化されることで就職しやすい環境の充実を行っていく。			保護者が子どもを預けたい保育所等に預けられる状況にある。		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
閣議決定されたこども未来戦略会議において、少子化対策と若者子育て世代の所得向上が重要であるとされていることから、今後更なる児童福祉施策が展開される見込みであり、令和8年度開始のこども誰でも通園制度の安定的運営を進めていく。また、東京都においても独自に児童福祉施策補助等が実施されており、本市においても有効性の高いものを予算化するなど、事業化している。			国や東京都の事業展開による影響を受けることが大きく、具体的な規模や必要な予算額について、明らかにされていないため、事務量負担が不明。新たに事業実施するための人員の確保と手法の構築待機児童が再び増加傾向にあり、解消するための手法の構築が急務			国等が実施する少子化対策等について情報収集を行い、既存制度の見直しを含め、調査・研究を実施し、少子化対策等への迅速な対応を図る。			

3	施策番号	13	細施策番号	1	細施策名	子育て環境の充実	事業名	市立保育所の管理運営		
	目標設定にあたって重視した点		多様な主体との連携							
	【目的】	児童福祉法及び八王子市保育園条例に基づき、保育を必要とする乳幼児に対し、公営公管10園（分園含む）において安心・安全な保育を提供する。			【目標（2030年のあるべき姿）】	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育園としての役割が確立し、民間保育所や関係機関と連携した運営が行われている。 ●地域ニーズに合わせた保育サービスが提供されている。 ●待機児童が0名となっている。 ●民間の能力をより一層活用することができる公私連携型保育所制度への移行・検討が進んでいる。 			【目標（年度末のあるべき姿）】	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育園としての役割の検討が進められている。 ●待機児童対策が進んでいる。 ●安定した保育所運営のために職員体制の検討が進められている。 ●誰でも通園制度の実施（医療的ケア児の受入れ含む）
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ●R8年度より、公私連携制度への移行（2園） ●給食調理業務委託3園（元八王子・千人・北野保育園）の実施。 ●医療ケア児の受入れ3園（津久田・長房中央・みなみ野保育園） ●待機児童増加（令和6年度15名⇒令和7年度24名） 			【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ●八王子市乳幼児期の教育保育に関する方針に基づき公立保育園の再編の方針について策定。 ●待機児童増加への対応。 ●指定管理園3園（石川保育園（農林水産省）・長房西保育園（東京都）・中野保育園（私有地））の今後について検討。 ●安定した保育所運営のための職員体制の検討。 ●多様なニーズに応じた受け入れ体制・制度の構築。 			【事業内容】	<ul style="list-style-type: none"> ●公営公設10園（分園含む）の施設管理を行うとともに、園の設備の老朽化対策や緊急修繕を行い、園児の安全確保を図る。 ●4施設について指定管理制度により委託し、指定管理園について運営する園の改修工事を行う。 ●公立保育園3園において公立の役割として医療的ケア児の受入れ（津久田・長房中央・みなみ野保育園）を行う。 	
4	施策番号	13	細施策番号	3	細施策名	誰一人として取り残さない支援	事業名	地域子ども・子育て支援		
	目標設定にあたって重視した点		既存事業の再構築や事業手法の見直し							
	【目的】	心や家庭に問題を抱えた子どもや、育児に悩んでいる保護者など、多様なニーズを持つ子育て家庭を支援するため、必要なサービスを提供する。			【目標（2030年のあるべき姿）】	子どもの健全育成と家庭支援の充実。			【目標（年度末のあるべき姿）】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童育成支援拠点事業の実施により、児童が安心できる場所の確保と、関係機関との連携による支援体制が整備できている。 ・八王子市内の家事及び育児支援の担い手を育成、また担い手を増やすことで安定的な家事育児支援環境の確保が図れている。
【現状】	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化に伴い、養育環境に課題を抱える家庭の子どもや、家庭や学校以外に安心できる居場所を持たない子どもなど、子どもを取り巻く問題が多様化している。 			【課題】	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の支援対象児童見守り事業では、多様化する問題に対する個別の対応や、生活習慣・養育環境に踏み込んだ支援を行うことに限界がある。 ・虐待の防止や子どもの居場所機能、生活や学習の支援など、子ども一人ひとりの状況に応じた包括的な支援体制の整備が必要である。 			【事業内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を宿泊（ショートステイ）または夜間（トワイライトステイ）、施設や養育協力家庭で預かり、食事や入浴などの支援を行う。 ・出産予定日30日前から1歳未満（多胎の場合は3歳未満）の家庭を対象に、産前・産後サポート専門員が事前に家庭訪問を行い、利用者のニーズに応じた家事・育児支援ヘルパーの派遣を行う。 ・育児の援助を受けたい者（依頼会員）と援助を行う者（提供会員）を登録し、その連絡調整、講習会の実施等、必要な支援を行う。 ・児童虐待の防止と子どもの健全育成を図るため、児童とその家庭が抱える課題に応じた生活習慣の形成や学習支援、進路相談、食事提供を行い、関係機関と連携して包括的な支援を提供する。 	

5	施策番号	13	細施策番号	2	細施策名	子ども・若者の居場所づくり	事業名	子ども・若者育成支援センターの管理運営
	目標設定にあたって重視した点		経営計画に掲げる経営改革の取組の推進					
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】	
<p>・子ども・若者への切れ目ない支援の充実 ・子ども・若者への相談・活動育成支援の充実</p>			<p>・切れ目のない支援体制が構築され、高校生世代以上の相談利用者が促進されている ・デジタル体験機会等を創出し、様々な体験機会の提供がある施設の推進</p>			<p>①「子ども・若者育成支援拠点」として機能強化し、利用者や地域関係者に活動内容の理解及び関係機関と連携による切れ目のない支援に効果が出ている。 ②WIFI設置を含めたデジタル機器の配備により、不登校支援や魅力ある新たな居場所として効果が出ている。</p>		
【現状】			【課題】			【事業内容】		
<p>全10施設を直営運営、対象を0歳児～中高生世代としている。乳幼児には子育てひろば事業、小学生には遊びの提供、中学生には居場所の提供・活動支援等、各世代に対応した取組を通じて育成支援を実施。 こども家庭センター、学校及びはちまるサポート等の関係機関等との連携強化を図っている。</p>			<p>①「つながるプラン」の対象が中学校のみであるため、小学校への拡大 ②支援対象者拡大及び周知 ③こども家庭センター及び学校等の支援が途切れる年齢等の若者支援 ④子ども・若者育成支援センターがない地域への子ども・若者の居場所の創出</p>			<p>子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言等を行い、社会的自立への支援を図るため、地域と連携した子ども・若者育成支援センターの管理運営をしている。また、アウトリーチ型の相談支援を行っている。</p>		
6	施策番号	14	細施策番号	1	細施策名	子育て環境の充実	事業名	子育て家庭の負担軽減
	目標設定にあたって重視した点		DXの推進又はカーボンニュートラルの達成					
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】	
<p>児童手当の支給や乳幼児・義務教育就学児・高校生等を対象とした医療費助成などにより、子育て家庭の生活基盤を支え、もって子どもの健やかな成長に資する。</p>			<p>子育て家庭の生活基盤が安定しており、子どもの健やかな成長につながっている。子育てに関する不安や悩みが取り除かれ、家庭での子育てがより一層充実している。</p>			<p>児童手当・乳幼児・義務教育就学児・高校生等医療を適切に実施し、対象世帯への支給が着実に進められ、子育て世帯の負担軽減に寄与している。●国や都と連携して電子申請の対象メニューを増加し、書かない窓口を部内で連携して推進し、市民の利便性が向上●システム標準化及び新びったりサービス、申請管理システムの令和9年3月下旬のスタートに向け、準備が進んでいる。</p>		
【現状】			【課題】			【事業内容】		
<p>●PMHの開始 ●児童手当法改正に伴う対応（監護相当・生計費の負担についての確認書の提出依頼） ●電子申請の充実 ●書かない窓口の導入及びRPAの拡充 ●システム標準化対応</p>			<p>●びったりサービスによる電子申請の対象拡充 ●次期びったりサービス及び申請管理システムの導入に伴う準備（児童手当） ●書かない窓口の導入による、オンライン申請率の向上と、入力業務のRPA化 ●システム標準化に伴う、業務フローの棚卸と見直し ●医療証（マル子・マル青）の一部負担金（200円）について、都内の自治体間で、格差が生じている。</p>			<p>子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当や児童育成手当（障害手当）の支給及び乳幼児から、高校生年代までの医療費助成を行う。</p>		

7	施策番号	14	細施策番号	1	細施策名	子育て環境の充実	事業名	子育てプロモーション・情報発信の充実	
	目標設定にあたって重視した点		制度の見直しや長年の懸案事項の解決						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	<p>子ども若者施策のマスタープランである「子ども若者育成支援計画」の進捗を見守る児童福祉専門分科会の運営を通じて確認する。あわせて、「こども基本条例」や「すこやか宣言」見直しの検討のほか、子どもの意見表明の機会確保及び意見反映に取り組むなど「子どもの権利を大切にすまじづくり」を推進する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者育成支援計画に基づく施策が計画的に推進され、進捗管理が定着している。 子どもの意見を聴取し、施策に反映する仕組みが市政運営の中に定着している。 子どもの権利を大切にすまじづくりが、市全体に浸透している。 			<ul style="list-style-type: none"> 子ども・若者育成支援計画に基づく施策について、児童福祉専門分科会等を通じて進捗確認が行われている。 子どもの意見聴取に関する研修実施のほか、子ども施策推進にあたり、意見聴取が実施され意見交換の機会が確保されている。 子どもの権利確保に向け、こども基本条例、子どもすこやか宣言、いじめに関する条例の見直し等の検討が進んでいる。 		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<ul style="list-style-type: none"> こども基本法の制定、こども家庭庁や東京都都子政策推進室の設置など、子供を取り巻く環境は、ここ数年で大きく変化している。 子ども基本条例の制定については、市議会厚生委員会の所管事務調査（令和5年2月）より提言を受けており、子どもの権利の重要性が増している状況を踏まえ、本条例や子どもすこやか宣言の見直しについて検討することとしている。 自治体の施策推進にあたっては、こどもの意見を聞くことが義務化されており、具体的な手法の検討や、庁内周知の徹底などが必要となっている。 児童福祉法改正により、児童福祉施設等の職員による虐待への対応について、審議会等に報告することが必要となり、児童福祉施設等虐待対応部会を設置することとなった。 			<ul style="list-style-type: none"> こどもまんなか社会の実現に向け、子ども若者育成支援計画の各施策の適切な執行が重要となる。 こども基本条例などの具体的な検討に向け、情報収集、方向性の検討が必要となる。 子ども市政モニターなどの導入検討 			<ul style="list-style-type: none"> 「第二期子ども・若者育成支援計画」（計画期間令和7年度～11年度）に基づく各施策の進捗管理 子どもの権利確保の推進（子ども基本条例等の検討及び子どもの意見聴取の実施及び普及啓発） 			
8	施策番号	11	細施策番号	3	細施策名	母子保健の充実	事業名	母子保健	
	目標設定にあたって重視した点		既存事業の再構築や事業手法の見直し						
	【目的】			【目標（2030年のあるべき姿）】			【目標（年度末のあるべき姿）】		
	<ul style="list-style-type: none"> 母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図る。 家庭の孤立化を防ぎ健全な育児環境の確保を図るため、全ての子育て家庭に対し切れ目のない支援を行う。 虐待予防および虐待を受けているこどもを始めたとするよう支援児童等の早期発見や適切な保護、こどもや保護者への支援を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> 【母子の健康増進と児童虐待の発生予防に向けた八王子版ネウボラの充実】 すべての妊産婦、子育て世代、子どもが地域で安心して生活できている。 			<ul style="list-style-type: none"> こども家庭センターで妊娠届出を出す市民の割合の増加 児童虐待の予防が図られている 1か月児健診等を通して、産婦の育児に対する不安軽減が図られている。 		
【現状】			【課題】			【事業内容】			
<ul style="list-style-type: none"> 令和7年4月にこども家庭センターが設置され、母子保健機能と児童福祉機能の一体的支援が開始されている。 関係機関側から見て、一体的な運営となっていると感じてもらえるためには、さらなる取組が必要な状況である。 			<ul style="list-style-type: none"> 妊婦面談率は100%を超え、全ての妊婦の把握をしているが、妊娠届をこども家庭センターではなく、各地域事務所に届けをしている割合が、令和6年度で36%である。また、令和7年度4月～11月までが26%であり改善が図られている。さらにこの割合を少なくし、妊娠届出からこども家庭センターを利用し、必要な支援に早期からつながるように周知啓発が必要な状況であること。 各こども家庭センターに配置されている統括支援員の横のつながりと連携強化が必要であること。 			<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から就学まで、切れ目なく母子保健サービスを提供する。 児童虐待予防のために、母子保健機能と児童福祉機能で一体的な支援を行う 			